

(寄稿)

医療機関再起に向けた新手法 ～ 事業再生ADRの適応性について～

< 要 約 >

私的整理の新たな手法として、事業再生ADR手続の利用が始り、ラディアホールディングス株式会社(旧グッドウィルグループ)やアイフル株式会社などの大型案件での活用がマスコミを賑わせている。事業再生ADR手続を医療機関の再生にどのように活用できるのか、その場合どのような課題があるのかについて解説する。

事業再生ADR手続は、経営困難に陥った再生可能性のある債務者について、裁判所が関与する法的倒産手続を利用することなく、債務者と金融機関の話し合いにより債務者に係る事業再生計画案について同意を得て、事業再生を図る手続である。

医療機関が事業再生ADR手続を利用する際、ステークホルダーにとっての主なメリットとしては、非公開が原則であるため地域密着型産業の医療機関にとってレピュテーションリスクが少ない点、法的整理手続と異なり、一時停止制度のある事業再生ADR手続では期限の利益が喪失しないため、連帯保証人である医療機関経営者に対する保証債務の追及が直ちに発生しない点、金融機関にとっても債務免除処理について損金算入できる点などが挙げられる。

地域医療を守り国民の生命と健康を保障するためには、医療機関の再生が必要である。事業再生ADR手続は、公平性、透明性、専門性の各観点で、裁判所の行う法的整理手続と比較してメリットの多い手続である。

2009年11月30日
Healthcare note
(No.09-27)

寄稿者名：
センチュリー法律事務所
弁護士 住田 昌弘

編集主幹：
野村ヘルスケア・サポート＆
アドバイザー株式会社
市川 剛志

野村證券株式会社
法人企画部